

## CAPITAL MARKETS LEGAL UPDATE

## CONTENTS

- 1 上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の創設
- 2 「上場株式等」の範囲の拡大
- 3 申告分離課税制度
- 4 施行時期に関連する留意点

## 2016年1月1日施行の証券税制改正

弁護士 福田 直邦 | 弁護士 先山 雅規

2013年3月30日に公布された所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号。その後の改正を含む。)の一部が2016年1月1日に施行され、租税特別措置法の一部が改正されることにより、証券税制が改正される。本ニュースレターでは、特に、金融所得課税の一体化の更なる進展を図るべく創設された上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の内容及び実務上の留意点につき概説する。

## 1 上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の創設

## (1) 従前の税制の概要

現行法上、株式等に係る譲渡所得等に対する課税においては、上場株式等に係るものとそれ以外のものについて同様の扱いがなされており、双方の間で損益通算が可能となっていた。他方で、配当所得については、上場株式等に係るものは20.315%(地方税5%を含む。)の税率、それ以外のものは20.42%(地方税を含まない。)の税率により所得税及び復興特別所得税が源泉徴収される等の異なる扱いとなっていた。そのため、譲渡所得等について配当所得との損益通算を行う場合には、その損失が上場株式等について生じたものか、上場株式等以外の株式等について生じたものかを判定する必要があった。

また、公募に係る公社債及び公社債投資信託の受益権(以下「特定公社債等」という。)については、利子・収益分配金は源泉分離課税、譲渡損益は原則非課税、償還差損益は総合課税というように課税方式が分かれており、複雑な制度となっていた。

## (2) 改正の概要

今回の租税特別措置法の改正により、特定公社債等を「上場株式等」に含めた上で、株式等に係る譲渡所得等の分離課税制度を上場株式等に係るものと一般株式等に係るものとの二つの制度に改組し、それぞれ申告分離課税制度に一本化されることとなった。

## 2 「上場株式等」の範囲の拡大

### (1) 従前の税制の概要

上場株式等には、上場株式、上場投資信託の受益権(ETF)、上場不動産投資法人の投資口(REIT)、公募株式等証券投資信託の受益権が含まれていた。

### (2) 改正の概要

今回の租税特別措置法の改正により、発行者の情報が一般に公開され、その商品内容を購入することが容易に可能な公社債を「上場株式等」に含めるとの観点から、国債・地方債・外国国債・外国地方債・公募公社債・上場公社債などの「特定公社債」及び公募公社債投資信託の受益権(MMF など)が「上場株式等」の範囲に追加された。

| 従前  | 改正後   |
|---|---|
| (i) 上場株式<br>(ii) 公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの受益権<br>(iii) 特定投資法人の投資口 | (i) 上場株式<br>(ii) 投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの受益権<br>(iii) 特定投資法人の投資口<br>(iv) 公募特定受益証券発行信託の受益権<br>(v) 特定目的信託の公募により募集される社債的受益権<br>(vi) 国債及び地方債<br>(vii) 外国国債及び外国地方債<br>(viii) 会社以外の法人が特別の法律により発行する債券<br>(ix) 公募公社債<br>(x) 社債のうち、その発行の日前 9 ヶ月以内(注 1)に有価証券届出書、有価証券報告書等を内閣総理大臣に提出している法人が発行するもの(上場会社の私募債等)<br>(xi) 東京プロボンド市場のプログラムや MTN プログラムに基づき発行される公社債等<br>(xii) 国外において発行された公社債のうち、国内の金融商品取引業者等多数(50 名以上)を相手方として売り出したもの及び 50 名未満を相手方として売り出したものの、取得の日前 9 ヶ月以内(注 1)に有価証券報告書等を提出している会社が発行するもの<br>(xiii) 外国政府管理下の特定の外国法人及び国際機関が発行し、保証する債券等<br>(xvi) 銀行業又は金融商品取引業を行う外国法人等の発行した社債<br>(xv) 平成 27 年 12 月 31 日以前に発行された公社債(注 2) |

(注 1) 外国法人の場合、12 ヶ月以内。

(注 2) 同族会社が発行した公社債を除く。

### 3 申告分離課税制度

#### (1) 従前の税制の概要

株式等(従来の上場株式等)については、改正後と同様、その株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得の金額の合計額に対し、各種の所得控除後の課税譲渡所得等の金額の20.315%相当額の所得税を課することとされていた(申告分離課税)。また、譲渡損益と配当所得等の金額を損益通算することができた。

特定公社債等については、そもそも譲渡益は経過利子の反映によるものという考えから、非課税とされていた。また、利子所得については、収入金額等の20.315%相当額の所得税を課することとされており(源泉分離課税)、損益通算の制度も存在しなかった。

#### (2) 改正の概要

今回の租税特別措置法の改正により、上記のとおり、株式等が上場株式等と一般株式等に分けられた上、「上場株式等」に特定公社債等が追加され、申告分離課税方式に一本化されることとなった。

|                  | 従前     | 改正後    |
|------------------|--------|--------|
| 上場株式等<br>(譲渡益)   | 申告分離課税 | 申告分離課税 |
| 上場株式等<br>(配当所得)  |        |        |
| 特定公社債等<br>(譲渡益)  | 非課税    |        |
| 特定公社債等<br>(償還差益) | 総合課税   |        |
| 特定公社債等<br>(利子所得) | 源泉分離課税 |        |

#### ① 申告分離課税

申告分離課税とは、他の所得金額と合計せず、分離して税額を計算し、確定申告によりその税額を納める制度をいう。

平成28年1月1日以後に上場株式等の譲渡をした場合に得た譲渡所得等は、他の所得と区分し、20.315%の税率による所得税が課される。

平成28年1月1日以後に特定公社債等の償還により得た金額は、上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされ、譲渡所得等と同様に20.315%の税率による所得税が課される。なお、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき割引債である特定公社債等の償還差益については、償還時においてみなし償還差益(発行日から償還日までの期間が1年以内のものについては償還金額の0.2%、1年を超えるもの及び分離利子公社債については償還金額の25%)に対し、20.315%の税率による源泉徴収がされた上で、実際の償還差益の金額につき申告分離課税の対象となる。

平成28年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等(上場株式の配当の他、特定公社債の利子が新たに含まれる。)については、その支払の際に20.315%の税率による源泉徴収がされ、1回に支払を受けるべき上場株式等の配当等の額ごとに申告しないことを選択することができる。また、申告する場合、上場株式等の配当等に係る配当所得について、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することができる(但し、利子所得については、総合課税を選択することができない。)。なお、申告する上場株式等の配当等に係る配当所得の全てについて、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択する必要がある。

## ② 損益通算範囲の拡大

今回の租税特別措置法の改正により、上場株式等の譲渡損益及び配当所得のみならず、特定公社債等の譲渡損益(償還差損益)及び利子所得が損益通算の範囲に含まれることとなった。

上場株式等の譲渡損益及び特定公社債等の譲渡損益(償還差損益)は、確定申告をすることによって、上場株式等に係る配当所得等の金額(但し、申告分離課税を選択したものに限る。)と損益通算することができる。

また、損益通算してもなお控除しきれない譲渡損失については、翌年以後 3 年間にわたり、確定申告により、繰越控除することができる(但し、繰越控除を利用するには、毎年の確定申告が必要)。これにより、平成 27 年分以前の上場株式等に係る譲渡損失については、平成 28 年分以後に繰り越されたものについても、平成 28 年分以後における上場株式等に係る譲渡所得等及び上場株式等に係る配当所得等の金額から繰越控除することができる。

## ③ 特定口座の対象範囲の拡充

今回の租税特別措置法の改正により、特定公社債等が特定口座の対象となった。投資家が特定の金融商品取引業者に特定口座を開設した場合、その特定口座内における上場株式等の譲渡所得については、他の上場株式等の譲渡所得と区分して計算される。

また、特定口座には簡易申告口座と源泉徴収口座の 2 種類がある。このうち源泉徴収口座を開設した場合、当該口座内における譲渡益や償還差益については、20.315%の税率による源泉徴収がされ、申告不要とすることができる。

## 4 施行時期に関連する留意点

本証券税制改正は、2016 年 1 月 1 日から施行されるが、以下、譲渡、償還、利子、配当のそれぞれの場面において、旧制度と新制度のいずれが適用されるかについて概説する。

### ① 譲渡・償還

平成 27 年 12 月 31 日以前に上場株式等の譲渡をした場合及び償還を受けた場合には、旧制度が適用され、平成 28 年 1 月 1 日以後にこれらが行われた場合には、新制度が適用される。

この「譲渡をした」日及び「償還を受けた」日とは、契約上の規定にかかわらず、現実に引渡し及び金銭の交付を受けた日をいう。

### ② 利子・配当

平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき配当所得等について、新制度が適用される。

契約上、利払日が営業日でない場合の支払が翌営業日に繰り下げられることが規定されている特定公社債等では、利払日を平成 27 年 12 月末日とする利息の支払は平成 28 年 1 月 4 日に行われることになるが、この場合、「支払を受けるべき」日は、平成 28 年 1 月 4 日であるため、新制度が適用される。

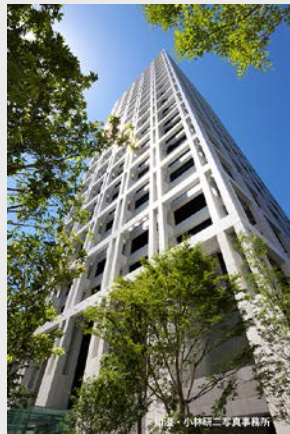
逆に、利払日が営業日でない場合の支払が前営業日に繰り上げられることが規定されている特定公社債等では、利払日を平成 28 年 1 月 1 日とする利息の支払は平成 27 年 12 月 30 日に行われることになるが、この場合、「支払を受けるべき」日は、平成 27 年 12 月 30 日であるため、旧制度が適用される。

ここで「支払を受けるべき」日とは、上記①の譲渡・償還の場合と異なり、契約の規定によって支払が行われることとされている日をいい、仮に何らかの事情で現実の支払が遅れたとしても、「支払を受けるべき」日は変わらない。

□ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の福田直邦([naokuni.fukuda@amt-law.com](mailto:naokuni.fukuda@amt-law.com))又は先山雅規([masaki.sakiyama@amt-law.com](mailto:masaki.sakiyama@amt-law.com))までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

□ Capital Markets Legal Update  
担当パートナー： 多賀大輔、広瀬卓生、吉井一浩、福田直邦  
本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、[cm-newsletter@amt-law.com](mailto:cm-newsletter@amt-law.com)までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

□ 本ニュースレターのバックナンバーは、  
<http://www.amt-law.com/bulletins10.html>  
にてご覧いただけます。



## CONTACT INFORMATION

### アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051  
東京都港区元赤坂一丁目2番7号  
赤坂Kタワー

Tel: 03-6888-1000 (代表)

Email: [inquiry@amt-law.com](mailto:inquiry@amt-law.com)

URL: <http://www.amt-law.com/>